

令和8年度 世田谷区立駒沢中学校 学校経営方針

駒の学び舎  
世田谷区立駒沢中学校  
校長 濱川 一彦

1 校訓、学校の教育目標

**校 訓**「向学 誠実 調和」

人権尊重の教育を基本とし、健康な心身と豊かな教養を身に付け、探究心と創造力を磨き、生きる喜びを感じながら成長することを願い、次の教育目標を定める。

**教育目標**「自ら学び考え行動する、人間性豊かな生徒の育成」

2 学校の重点目標

(1) 自ら考え行動する生徒

生徒自身が学んだことを振り返りながら、学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりすることができる力を醸成する。

また、学校の居心地向上プロジェクトを通して、意図的に生徒を学校運営に参らせることで、学校風土の改善を図るなど、本校独自のキャリア・未来デザイン教育を構築する。

(2) 思いやりと責任感のある生徒

教育活動全体を通して個性の尊重と多様性を認める気持ちを養う共生に資する道徳教育を展開する。また、協働の中で個が活躍できる特別活動を実施することで非認知能力を高め、思いやりと責任感を育成する。

(3) 健康でたくましい生徒

体力調査等の結果を基に、保健体育科や保健指導を通して、心身ともにたくましい生徒を育成する。また、地域の防災活動やイベントに積極的な参加を推進し、生徒の健全育成を地域社会と協働して実施する。

(4) 教育のプロとしての誇りと温かみのある教師

積極的に教育D Xを取り入れ、校内研修や職場の環境改善を図り、向上し続ける教員集団を育成し、実態に応じた働き方改革を実施する。

3 めざす学校像

(1) 「キャリア・未来デザイン教育」の実現

- 自ら課題を発見し、その課題を「探究のプロセス」を通して解決する学校
- 様々なチャレンジを通してできることを増やし、さらなる挑戦ができる生徒を育成する学校
- 多様な考えを受け入れ、学びを一步先に進めていく学校

(2) 教育D Xの推進

- 自らの課題と向き合い、考える力を向上させる学校
- I C Tを積極的かつ適切に活用し、情報リテラシーを育成する学校

(3) 多様性を尊重しながらともに学び、共に育つ教育の推進

- インクルーシブ教育を推進する学校

- 人権を尊重し合い、いじめやいやがらせのない温かな人的環境にある学校
- 自分の存在が認められ心の居場所がある学校
- (4) 地域社会と協働した教育の推進
  - 学び舎や地域のコミュニティの中心にある学校
  - 地域と共に防災への対策が備わっている学校
- (5) 学校における働き方改革の推進
  - 生徒も教職員も元気な学校
  - 地域の人材を活用して活性化していく学校

#### 4 めざす生徒像・教師像

##### めざす生徒像

- (1) 自ら学び、考え、正しく判断して行動できる生徒
- (2) 誠実で、思いやりをもち、互いを認めあえる生徒
- (3) きまりや規律を重んじ、社会生活に適応できる生徒
- (4) 心身を鍛え、たくましく生き抜く生徒
- (5) 個性豊かで、創造力のある生徒
- (6) あいさつと豊かな表現力のある生徒

##### めざす教師像

- (1) 人権感覚を高くもち、共通理解のもとで、立場や分掌に関係なく互いを助け合う。
- (2) 組織的に行動できる。(報告・連絡・相談・確認の徹底)
- (3) 生徒の良くなりたい気持ちを大切にする。
- (4) 師弟同行の精神をもち、常に生徒とともに行動しともに成長する。  
(生徒のよきモデルに)
- (5) 生徒の実態から学び、改善を志向する。
- (6) 温かさや厳しさのある指導ができる。
- (7) 実践力と行動力をもち、自分のポストでベストを尽くす。
- (8) 研究と修養に励み、創意工夫を生かす。
- (9) 服務の厳正に努め、公務員としての使命と職責を自覚する。連携を取り
- (10) 家庭、地域とともに歩む姿勢をもつ。  
(保護者等からの客観的な視点も考慮し、誠意をもって組織的に迅速丁寧な対応を)

#### 5 学校経営の基本方針

##### (1) 各教科等

###### ア 各教科

- 人権に配慮した意識を常にもたせ、相手の立場を尊重した対応ができるよう指導する。
- 「せたがや探究的な学び」を踏まえ、自ら課題を発見し、「探究のプロセ

- ス」を通してその課題を解決する指導力を向上させる。
- タブレット端末など I C T を効果的に活用し、個別最適な学びを実現させる。
  - 自ら課題を発見し学習の見通しをもたせることで、生徒の知的好奇心を引き出す授業を意図的・計画的に展開し、学びへの主体性を育成する。
  - 教師にとっては「授業実施スタイルの基準」、生徒にとっては「学習スタイルの基準」となる「授業スタンダード」を「生活指導スタンダード」との連動を意識付け、すべての学習活動で共通実践する。
  - 目標に準拠した評価の観点と、生徒・保護者に対する説明責任を果たし、適切で信頼性の高い評価をめざす。
  - 体力向上については、全国調査の結果を基に、保健体育科の単元配列を工夫したり、教育活動全般を通して運動やスポーツへの情意を維持・向上できる活動を取り入れたりすることで、課題の改善・能力の向上を図る。
  - 少人数指導や A L T を効果的に活用し、本物の英語に触れる体験を充実させる。
  - 繰り返し学習や放課後補習、質問教室などを充実させて、確かな学力を育てる。
  - 主権者教育に取り組み、生徒が国民としての権利や義務についての理解を深め、国家や社会の一員として主体的に参画しようとする資質や能力を育成する。

#### イ 総合的な学習の時間

- 社会の一員であり、地球に生きる存在として、持続可能な社会の実現に向けて、他者と協議する技術や様々な媒体から情報を探し、整理しまとめる技術を身に付けさせる。
- よりよい社会や将来を想像するとともに、実践を通して課題を見出し、仲間とともに解決策を考え、発信する力を身に付ける。
- 課題把握、見通しをもつ、自力解決から協働的な学び、「実践」、振り返りという「せたがや探究的な学び」に実践を加えた学びのプロセスを通して、学びを深めるとともに、実践から得られた経験により、よりよい自身の成長と他者との共生を進めていこうとする態度を養う。
- N I E の活用を計画的に実施し、新聞に親しむとともに「読む力向上」から「書く力向上」、「話す力向上」へとレベルアップをめざす。

#### ウ 教科「日本語」

- 教科「日本語」を通して、「ことばの力」を向上させる。

- 話し合い活動を活用し、日本語ウィークとして実施することで、学びの基礎となる対話の技術を向上させる。

#### エ 特別活動

- N I Eを総合的な学習の時間との連携により実施することで、生徒が社会とのつながりを実感し、新聞活用を学習活動に積極的に取り入れる。
- 図書館司書との連携を深めて、読書活動の充実を図るとともに、各教科で図書館を活用した授業実践を工夫する。
- ボランティア活動を通して、地域社会との関わりを深める。
- 避難所開設訓練を通して防災意識を高め、地域の一員として避難所開設の手助けのできる生徒を育成する。

#### (2) 「特別の教科 道徳」を要とする道徳教育

- 自分と他者の大切さを認め、自由と責任について考えられる豊かな人間性を養う。
- 「駒の学び舎」の小学校と協働して道徳教育を充実し、豊かな人間性を養う。
- 道徳授業地区公開講座において、各学年の課題について授業を計画し、課題改善のために学年全体で考えさせる授業を展開する。
- 総合防災訓練において、防災道徳をテーマに地域と共に共助の精神について考える機会を設け、家庭や地域とともに道徳心の向上を図る。

#### (3) キャリア教育

- 学び舎の小学校におけるキャリア教育を踏まえ、「キャリアパスポート」を活用した年間指導計画を作成する。
- キャリアパスポートを活用して、学習や行事等への取組に対する見通しをもたせたり自らを振り返らせたりするとともに、将来への展望をもたせる指導を充実させる。
- 職業調べ、職場体験などの実社会の中で行う体験的活動などを通して、社会性を養い、望ましい職業感を育成する。
- 自己理解を促す指導を進め、自らの生き方や進路選択について希望をもって自己実現を図ることができるよう支援する。
- 地域行事への参加やボランティア活動を通して自分の住んでいる社会をよりよくしたいという意識の向上を図る。
- キャリア教育を推進するために、学び舎における交流を深める計画を学び舎研修担当に立案・実施させる。

#### (4) インクルーシブ教育の推進

- 多様な個性を認め尊重し合い、共に学び、共に育つ教育を推進していく。
- 別室登校の拡充やオンラインを活用した学習を行うなど「誰一人取り残さない教育」を推進する。
- 世田谷区「不登校支援ガイドライン」を活用して指導の充実を図る。
- 特別支援学校のコーディネーターなど、特別支援教育の専門家を講師と招き、教員研修を実施し、専門性の向上を図る。
- インクルーシブ教育支援員や地域の方を始め、心理学を学ぶ学生にも協力を得て、多様な人材による幅広い支援を実施する。

#### 【不登校生徒への配慮】

- 不登校生徒の学習機会の保障を目的とした別室登校教室の運営にあたり、教育相談担当者を中心に教育相談体制を確立し、教育相談担当者等の活用により、不登校生徒にとって通いやすい別室教室としていく。
- 不登校生徒及びその家庭との連絡体制やほっとスクールなど関係機関との連携を強化する。

#### 【特別な配慮を必要とする生徒への指導】

- 「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」に基づき、特別な支援が必要な生徒に対し、適切に合理的配慮を実施する。
- 障害理解のための授業の実施や聞こえの学級やすまいるルーム（特別支援教室拠点校）との連携を通して、人権意識を高めるとともに共生の心を育てる。
- 学校生活支援シートや個別指導計画を基に、生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫や関係機関との連携を行う。

#### 【特別な配慮を必要とする生徒における校内体制】

- 特別支援教育コーディネーターと教育相談部会を中心に、組織的な支援体制を機能的に展開する。
- 難聴、発達障害などに関する校内研修を行い、確かな知識に裏付けられた適切な指導を進める。
- 不登校支援巡回教諭や学校生活サポータの力も借り、保護者とも密な関わりを保ち困っている生徒の援助を行い、少しでも不安を取り除けるようにする。

### (5) 生活指導等

#### ア 生活指導

- 「駒中 Principle」を教師にとっての「指導の基準」、生徒にとっての「行

動の基準」として有効に活用しながら内省を促す指導を展開する。

- 「学校生活のきまり」の趣旨と内容を理解させるとともに、問題が発生した場合は中学生としてどうあるべきなのかを考えさせ、自分の行いについて振り返る時間を作り支える指導を展開する。
- 学校の居心地向上プロジェクトを通して生徒チームを作り、学校の居心地を高める取組を考えさせる。
- 学校生活の基本（生活習慣・生活態度・授業規律）を身に付けさせる指導を徹底する。そのために、生活指導スタンダードの共通理解と共通実践に基づいた全員一致の指導体制を確立し、互いに確認しながらぶれない指導を展開する。
- 生徒指導は、発達支持的指導を展開し、課題の対応については、初期対応として、報告・連絡・相談・確認を徹底し、組織的で早期の対応により、改善を図る。

#### イ いじめ防止等の取組

- 教員一人一人の「いじめは絶対に許さない」との意識を高めるとともに、いじめが発生した場合には、「いじめ防止基本方針」に則して、組織的に被害にあった生徒・保護者の視点に立った指導を進める。また、発達支持的指導を推進し、障害理解や性的マイノリティへの理解など、自他の人権を尊重し、違いを認め合う態度を育てる。
- 教師と生徒の信頼関係に基づく指導を徹底し、生徒や保護者に無配慮な言動が発生しないような職員集団を構築する。
- 「WEBQU」など各種調査の結果を基に、生徒に寄り添った指導を行うなど教育相談を充実させる。
- 問題行動の指導に際しては、毅然とした姿勢で指導する一方で、問題となる行為を指導し、人格を責めたり否定したりする指導をしないという生徒に寄り添った指導を徹底する。生徒には「振り返りシート」を活用して、望ましい行動について考えさせる。

#### ウ 安全教育等の取組

- 教育相談機能を充実させ、不登校や自殺等の未然防止や早期解決を進める「予防・開発的な生活指導」を展開する。また、「SOSの出し方」指導を徹底するとともに、家庭との連携を密にして、スクールカウンセラーや関係機関とも協力しながら、生徒が安心してSOSを出せる相談体制づくりを確立する。
- 交通事故防止や自転車の安全な乗り方など、関係機関と協力して安全について指導を行う。

- 生徒が性暴力に巻き込まれないために「生命の安全教育」を活用した指導を展開する。

## (6) 特色ある教育活動

- 学校の居心地を高めるために、外部のコーディネーターと連携し、生徒の学校経営への参画意識を高めることで、生徒の力による学校風土の改善を全教職員で支援する。
- 「学校・園と地域が協働した魅力ある学び舎づくり」を通して小学校、幼稚園、保育園、地域とともに生徒の協調性や共感性等の「非認知能力」の育成を図る。
- 防災教育をはじめ、学び舎や地域との連携による行事やボランティア活動を展開し、生徒の地域の一員としての意識を高め、すすんで社会に貢献しようとする心情や態度を育てる。
- 学校支援地域本部を機能させ、検定実施（英語・漢字）と校内緑化活動を地域の人材を活用して運営できるようにする。また、学習支援や部活動支援への学生ボランティアの活用を積極的に進める。
- ユネスコスクールとして、E S D（持続可能な発展のための教育）の観点を取り入れた環境・エネルギー教育、防災教育を推進し、人や社会・自然と関わる力を育成する。特に、S D G s と N I E を連動させた取組を推進する。
- 地域運営学校の機能や学校関係者評価などの様々な評価により、年間を通して生徒や保護者、地域の願いを積極的に取り入れることで、信頼と誇りのもてる学校づくりをする。
- 体力調査の実態をふまえ、健康教育を推進し、睡眠不足や睡眠過多などの生活習慣の改善を図ることで健やかな身体を育成する。
- 法教育や租税教育、消費者教育などを通して、将来の主権者として主体的に社会に参画しようとする態度を育成する。

## (7) 働き方改革

- 土曜授業の撤廃を踏まえ教育活動の精選を図り標準授業時数を設定する。
- 部活動の存続について、一年をかけて在り方を検討する。
- 保護者への配布文書や教職員用の文書について、学校緊急連絡サービスの配信や資料の電子化を図り、ペーパーレス化を行う。
- 学生ボランティアや部活動支援員等を活用することで教職員の負担を軽減させる。